

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 17 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県奥州市水沢真城字北館38番地1

氏 名 工藤建設株式会社

代表取締役社長 蜂谷 剛司

電話番号 0197-23-4642

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	工藤建設株式会社
事業場の所在地	岩手県奥州市水沢真城字北館38番地1
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

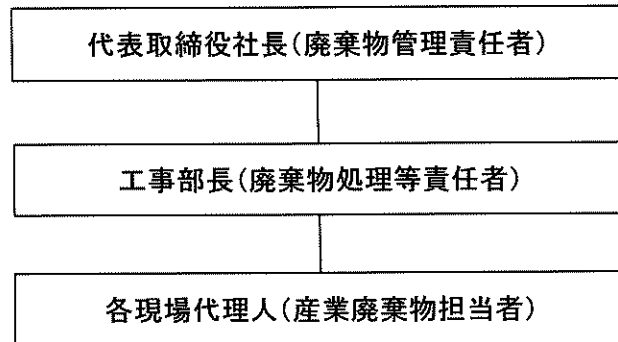
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	資本金 2,000千万円 前年度完成工事高 944,748千円
③ 従業員数	55人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設廃棄物発生 → 収集運搬（自社及び委託） → 中間処理業者へ委託 → 最終処分・再生処理

（日本産業規格 A列4番）8.6.17



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、それ以外
	排出量	3,728.35 t
	（これまでに実施した取組） 当社は、土木工事が主のため、工事の種類によって、産業廃棄物の有無があるため、産業廃棄物の排出抑制ではなく、リサイクル業者への処分、再資源化を実施。（廃プラスチックは一部燃料化）	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、それ以外
	排出量	3,726.50 t
	（今後実施する予定の取組） 昨年度と同様とする。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・コンクリート殻（有筋と無筋の分別） ・アスファルト殻（コンクリート殻との分別） ・金属くず、ガラス陶磁器くず（回収ボックス別に分別） ・木くず（木くずと木くず（根部）との分別）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 建設現場に新たに発生した産業廃棄物の種類により分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、それ以外	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、それ以外	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、それ以外	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、それ以外	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、それ以外
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、それ以外
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、それ以外
	全処理委託量	3,728.35 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	3,728.35 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	
	【基本的事項】 - 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する関係法令、その他の規則を遵守するとともに、行政の環境対策に協力する。 - 発生した産業廃棄物は、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理する。 - 運搬業者、処理業者と適正な委託契約を締結する。 【目標値の設定】 - 工事の種類によって、産業廃棄物処理の有無がある為、排出の抑制ではなく、リサイクル業者への委託処分、再資源化を実施する。	

(第5面)

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、それ以外
	全処理委託量	3,726.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	3,726.50 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) 令和8年度の処理計画は別紙参照	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(産業廃棄物の種類：全体)

有償物量

不要物等発生量

自ら直接 再生利用する量
②
0.00
0.00
t

自ら中間処理した後 再生利用する量
⑧
0.00
0.00
t

排出量
①
3,728.35
3,726.50
t

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分する量
③
0.00
0.00
t

項目	前年度実績値 今年度目標値
①排出量	3,728.35 3,726.50 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 0.00 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 0.00 t
⑩全処理委託量	3,728.35 3,726.50 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	3,728.35 3,726.50 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 0.00 t

自ら中間処理 する量
④
0.00
0.00
t

自ら中間処理した 後の残さ
⑥
0.00
0.00
t

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分する量
⑨
0.00
0.00
t

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量
⑫
3,728.35
3,726.50
t

④のうち熱回収 を行う量
⑤
0.00
0.00
t

自ら中間処理によ り減量した量
⑦
0.00
0.00
t

直接及び自ら 中間処理した後の 委託処理量
⑩
3,728.35
3,726.50
t

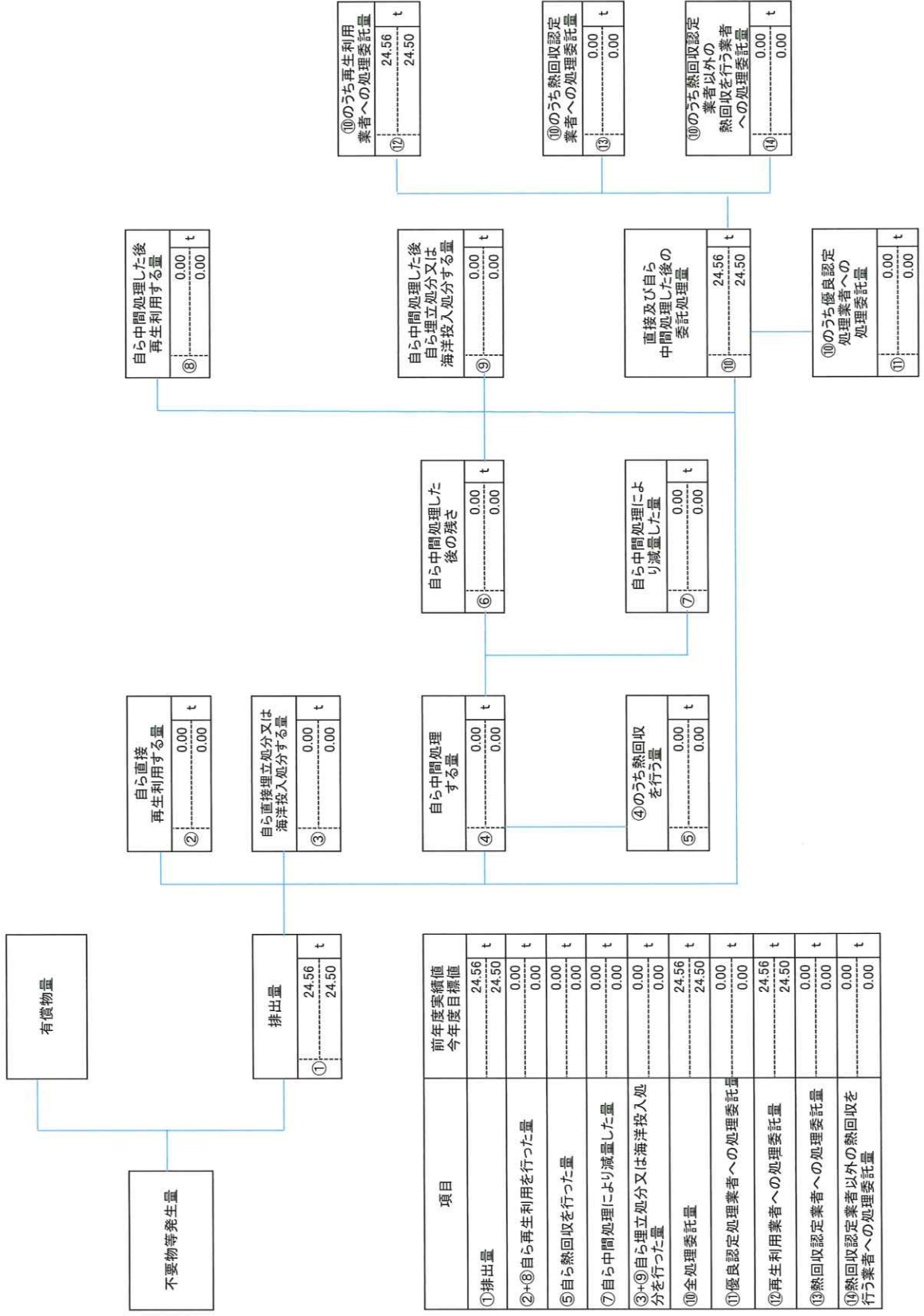
⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量
⑬
0.00
0.00
t

⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
⑭
0.00
0.00
t

⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
⑪
0.00
0.00
t

(産業廃棄物の種類:

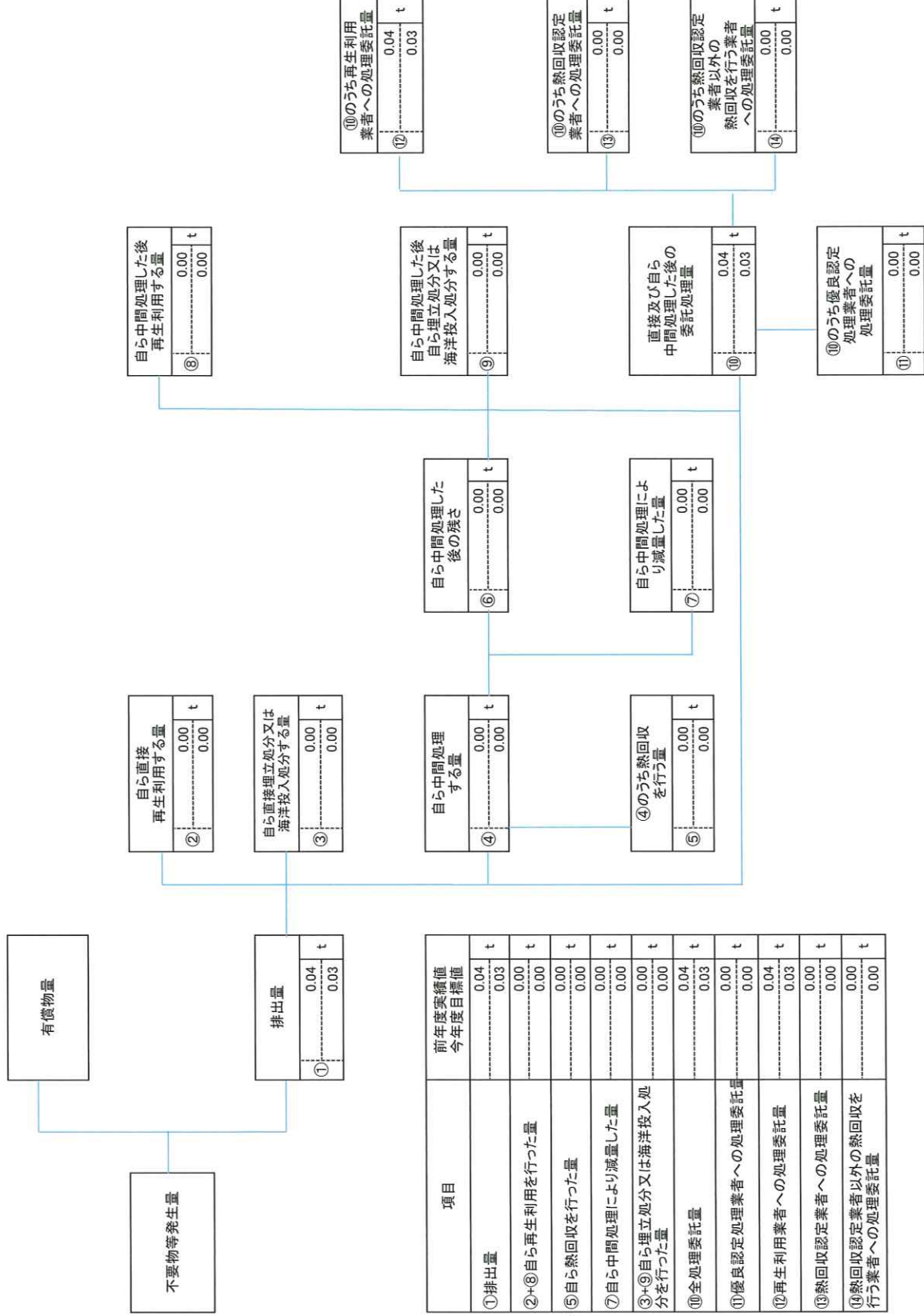
廃プラスチック)



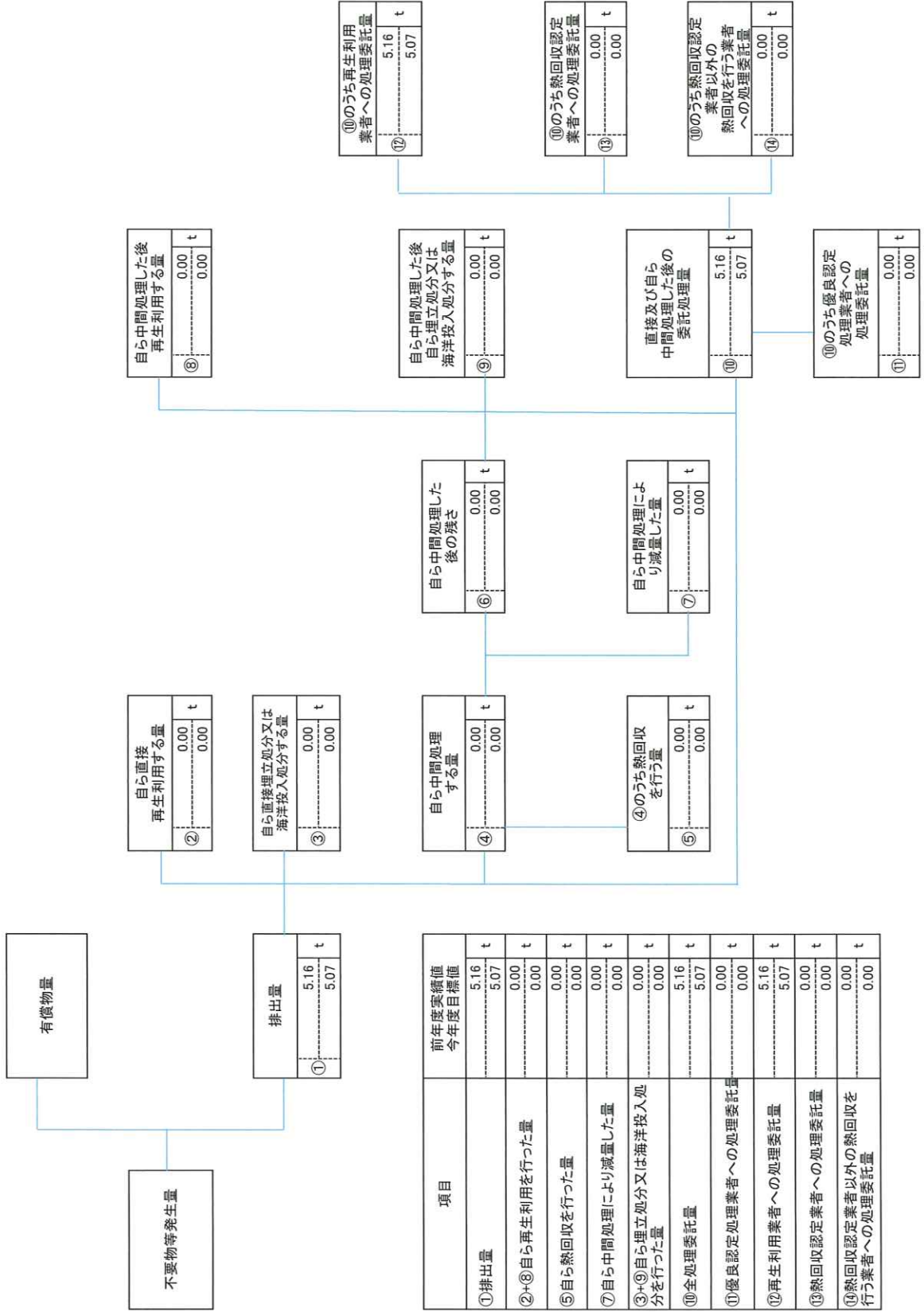
(産業廃棄物の種類:

金属くず

)



(産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)



(産業廃棄物の種類:

木くず

)

有償物量

不要物等発生量

自ら直接 再生利用する量
②
0.00
0.00
t

自ら中間処理した後 再生利用する量
⑧
0.00
0.00
t

排出量
①
407.60
407.40
t

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分する量
③
0.00
0.00
t

項目	前年度実績値 今年度目標値
①排出量	407.60 407.40 t
②・⑧自ら再生利用を行った量	0.00 0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 0.00 t
③・⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 0.00 t
⑩全処理委託量	407.60 407.40 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	407.60 407.40 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 0.00 t

自ら中間処理 する量
④
0.00
0.00
t

自ら中間処理した 後の残さ
⑥
0.00
0.00
t

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分する量
⑨
0.00
0.00
t

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量
⑬
407.60
407.40
t

④のうち熱回収 を行う量
⑤
0.00
0.00
t

自ら中間処理によ り減量した量
⑦
0.00
0.00
t

直接及び自ら 中間処理した後の 委託処理量
⑩
407.60
407.40
t

⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量
⑬
0.00
0.00
t

⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
⑭
0.00
0.00
t

⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
⑪
0.00
0.00
t

(産業廃棄物の種類:

それ以外)

有償物量

不要物等発生量

自ら直接 再生利用する量
②
0.00
0.00
t

自ら中間処理した後 再生利用する量
⑧
0.00
0.00
t

排出量
①
1,250.04
1,249.00
t

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分する量
③
0.00
0.00
t

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量
⑭
1,250.04
1,249.00
t

項目	前年度実績値 今年度目標値
①排出量	1250.04 1249.00 t
②・⑧自ら再生利用を行った量	0.00 0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 0.00 t
③・⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 0.00 t
⑩全処理委託量	1250.04 1249.00 t
①優良認定処理業者への処理委託量	0.00 0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	1250.04 1249.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 0.00 t

自ら中間処理 する量
④
0.00
0.00
t

自ら中間処理した 後の残さ
⑥
0.00
0.00
t

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分する量
⑨
0.00
0.00
t

⑩のうち再生利用 業者への処理委託量
⑭
1,250.04
1,249.00
t

④のうち熱回収 を行う量
⑤
0.00
0.00
t

自ら中間処理によ り減量した量
⑦
0.00
0.00
t

直接及び自ら 中間処理した後の 委託処理量
⑩
1,250.04
1,249.00
t

⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量
⑬
0.00
0.00
t

⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
⑭
0.00
0.00
t

⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
⑪
0.00
0.00
t